



日本脳炎2期予防接種のお知らせ

乳幼児期に3回接種した日本脳炎1期の追加接種です。
母子健康手帳で接種履歴をご確認ください。

特例措置
(平成7年4月2日～平成19年4月1日生)

対象年齢	9歳以上13歳未満 (標準接種年齢9歳)	20歳未満まで
個人通知	9歳になる誕生月の翌月末	18歳になる人 (平成17年4月2日～平成18年4月1日生) 令和5年11月に送付予定
費用	無料(対象年齢を超えた場合は有料)	
接種場所	市内指定医療機関(詳しくは市ホームページまたは、保健センター ☎58-3333へ)	

※対象年齢を超えた場合や、1期を規定通り接種できていない人は、かかりつけ医と相談してください。

5月31日(水)は世界禁煙デー 5月31日から6月6日は禁煙週間です

～マナーからルールへ 受動喫煙を防止しましょう～

たばこをベランダで吸ったり、換気扇の下で吸っても、約45分間は吸った人の息からたばこの有害物質が出されると言われています。服や部屋のカーテンなどからも出ます。これも全て受動喫煙になります。

大和郡山市(妊娠届出・すこやか親子調査より)では、妊婦や乳児の約1/3が受動喫煙にさらされていることが分かりました。タバコの煙から避けられない子どもたちを周りの大人が守っていきましょう。

受動喫煙を防ぐために、健康増進法が一部改正され、令和2年4月から次のように変わりました。

1. 原則屋内禁煙

※所定の条件を満たせば喫煙所の設置が認められる、標識の掲示を義務化。

2. 20歳未満の人は喫煙エリアへ立ち入り禁止

自分の健康のため、周りの人の受動喫煙防止のために禁煙しませんか。市内の薬局や医療機関では禁煙の相談にのってもらえます。相談窓口は、市のホームページをご覧ください。保健センターへご連絡ください。

問合せ＝保健センター (☎58-3333)

春の交通安全県民運動 交通事故のないやすらぎの大和路づくり～大和の交通マナーを高めよう～

5月11日(木)～20日(土)の10日間にわたり「春の交通安全県民運動」が実施されます。

市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールを守ることで、交通事故の防止に努めましょう。

◆ 運転者のみなさんへ 横断歩道を横断しようとする歩行者がいる時は、手前で停止してください。

◆ 歩行者のみなさんへ 道路を横断する時は、信号機や横断歩道のある場所で、しっかりと左右の安全を確認して渡りましょう。

夕暮れ時や夜間は反射材を着用したり、ライトを持つなど周りから目立つようにしてください。

問合せ＝市民安全課(内線625)・郡山警察署(☎56-0110)